

世界情勢委員會第一回會合（昭和十八年一月十五日）

紀 布 書 類

一、世界一〇〇一（法令第五九號）戰時價格法（其ノ十七）

二、戰爭關係重要事項日誌第一號（昭和十八年一月一日—五日）

三、同  
二號（昭和十八年一月六日—十二日）

以 上

世界一〇〇一（法令第五十九號）第一回（昭和一八、一、五）

四六、戰時價格法（其ノ十七）

- (1) 山林經濟一九四〇年度ニ於ケル原木材朽ノ價格形成ニ關スル命令（一九四〇、一、二）  
 (2) オーストリーラントニ於ケル四箇年計畫施行命令（一九三八、三、一九）  
 (3) オーストリーラントニ於ケル四箇年計畫施行第二次命令（一九三八、三、二七）  
 (4) ベーテン獨逸地方ニ於ケル四箇年計畫實施ニ關スル命令（一九三八、一〇一〇）

ノ山林經濟一九四〇年度ニ於ケル原料木材ノ價格形威ニ關ハル命令

(一九四〇年一月十二日附)

Verordnung über die Preisbildung für Rohholz im Forstwirtschaftsjahr

1940 vom 12. Januar 1940 (RGBl. I S. 125)

一九三六年十一月二十九日附四年計畫實施法上價格形威國家委員会  
任命ニ該スル件（公報第一卷九二七頁）第二條ニ基テ四年計畫受託  
會ノ同意ヲ得テ左ノ通命令ス

### 競賣能力アル原料木材

第一條 工口頭ニ依ル最高價競賣（Meistgebot, Versteigerungen）

ハ左ノ場合ニ之テ認ム

一、圓材（Stammholz, Rundholz

）ニシテ品質優良ナル力若ハ效

用アル爲一有價木材又ハ特殊ノ用途アル爲一特殊有價材

（Forstwirtschaftsjahr）品質高優ノ利用ヲ保證セラルルヤノ

二、地方的自家加工者（小工業者及小手工業者）ノ需要充足ノ爲競  
賣者ノ制限アル用材販賣（Nutzhölzerverkauf）ノ場合。但シ此  
ノ場合ニ於テハ自家需要充足ノ爲ノ小量ニ限り競落スルコトヲ得  
三、特定ノ地方ノ實行ト爲リタル限度以下ニ於テ、生産地消費地ノ  
需要充足ノ爲競賣者ノ制限アル中腹森林又ハ山麓森林（Mittelland und  
Niederwaldungen）ノ木村ヲ競賣者ガ自ラ募集シタルトキノ販  
賣ノ場合。但シ特定ノ地方トハ、右ノ如キ販賣ノ一九三七年二月十日  
附最高價競賣ニ依ル用材販賣禁止ニ臨スル命令（公報第一部一八九  
頁）施行期迄又ハ爾後オストマルク及ズデトランクト大官區ニ實  
行トシテ行ハレタル地方ヲ謂フ

四、前項ノ言義ニ於ケル競賣能刀アル木村ハ仕事級賣ヲ爲スコトヲ  
得  
四、第一項第二號及第三號ニ依リ競落シ又ハ仕事ニ募集シタル木村  
ノ轉賣ハ之ヲ禁ズ

第二條 第一條第一款ノ意義ニ於ケル競賣能力アル木材トハ左ノモノヲ謂フ

一、左ノ性質アル檜圓材

(1) 木質及其ノ他ノ性質ニ依リベニア板ニ適スル(ベニア板幹材)  
**檜圓材** ベニア板用材ハ硬度アリ、直高莖、完全木質、無節又ハ稀少節並ニ無瘤且無刺ノモノシテ、均質、大輪ノ年輪アルコトヲ要ス  
 (2) 總体ノ少クトモ百分ノ三十ガ(1)號ニ依ル品質部分ヨリ成ル檜圓材

二、右ノ性質アル檜圓材

(1) 木材測定指令( Holzmessanweisung )

甲 (A) ノ 檜圓材(造材丸太、 Schneiderstämme )。右ノ圓材ノ未分類使用テ爲シタル場合ニ木材測定指令ノ品質類別丙 (C) ノ木材ノ陳列テ爲スコトハ之ヲ禁ズ  
 最小直徑木皮ヲ除ク四〇釐(品質類別第四 ヨリ) 及最短尺二米又ハ例外ノ場合ニハ一・六〇米ノ不及び

右ト同一ノ最小直經及最短尺一・六〇米ノ部分ノ口)

二、最 小 直 經 木 及 チ 陰 ク 五 ○ 横 (品質類別第五ヨリ) 及 最 短 尺 三 米  
ノ 品 質 類 別 甲 ノ 納 ノ 木 圓 材 並 ニ 直 經 木 皮 チ 陰 ク 四 ○ 乃 至 四 九 横 (品  
質 類 別 第 四 ノ 及 最 短 尺 五 米 ノ 納 ノ 木 圓 材 ) 品 質 類 別 中 ノ 木 材 ハ 硬 度  
完 全 木 質 、 無 節 又 ハ 稀 少 節 且 真 ノ 環 殻 ナ キ モ ノ ナ ル コトヲ 委ス。 硬  
度 ノ 赤 色 木 鏽 、 一 米 每 ニ 二 經 以 下 ノ 不 規 則 ニ 繖 立 タ ル 又 及 僅 少 ノ 搾  
齒 ハ 之 ナ 読 ム

三、(1) 楓 ハ トネリコ ハ 榆 (Rustern, Ulmen)

白 桧 ハ 、 赤 楊 ハ 、 ア ス ペ ナ ハ 、 ア ル シア ハ 、 桑 樹 ハ 及 デイフリボク  
ハ 原 木 ハ 最 短 尺 二 米 ノ 、 但 シ 最 小 直 經 木 皮 チ 陰 ク 三 ○ 横 (硬 度 類  
別 第 三 ヨ リ) ノ 品 質 類 別 甲 ノ 木 材 チ 含 ム。 最 小 直 經 木 及 チ 陰 ク 四 ○  
横 (硬 度 類 別 第 四 ヨ リ) ハル 楽 場 合 ノ 最 短 尺 ハ 右 以 下 タ ル コトヲ 得。  
品 質 類 別 甲 ノ 木 材 ハ 硬 度 ア リ 、 直 高 壓 、 完 全 木 質 並 ニ 無 節 又 ハ 稀 少  
節 ノ モ ノ ナ ル コトヲ 委ス。 使 用 慎 慎 ナ 頂 セ ブ ル 惣 少 ノ 故 傷 及 環 殻 ハ

之ヲ認ム

(口) 剥皮用ノ白樺 || 赤楊、アスペン || 及柳ノ圓材。剥反用材ハ少クト  
モ三木ノ長サアリ且木反テ含ミ最小樹梢二二種並ニ少クトモ六種ノ  
幅ノ硬皮ノ白木質環ノアルモノナルコトテ要ス。本木材テ剥皮用以  
外ニ便用スルコトハ之ヲ禁ズ。但シ赤楊剥皮用材ニハ之ヲ適用セズ

四 左ノ性質アル松樹 || 圓材 (長木及造材)

(イ) 最短長二・四〇木ノ造材圓材 (Schneideholz) (長  
木及造材) 又ハ少ケトモ全長ノ三分ノ二、但シ全長六木以下ノ場合  
ハ少ケトモ四木ガ表面無節無瘤ニシテ最小直經木皮テ除キ三〇種 (硬  
度類別第三イヨリ) ノ造材圓材 (長木及造材) 並ニ直經木皮テ除キ  
二十五種乃至二九種 (硬度類別第二コ) ノ造材圓材。最短尺一〇木及  
最小樹梢直經木皮ヲ含ミ二〇種ノ造材圓材右ノ性質アル圓材ニ限  
リ之ヲ品質類別甲ト看做ス」。本圓材ハ極ノ樹幹ヨリ切斷スルコト

6

(口) 下部ニ於テ少クトモ四米ノ長サアリ、周圍ノ表面ガ無節無瘤ニシテ直高莖ナル造材部分ヨリ成リ表小直經木皮ヲ除キ三〇厘(梗度氣別第三イ以上)ノ良質ノ造材ヲ含ム圓材(長木及造材)。造材ヲ含ム圓材測定指令品質類別丙(○)ノ木材ノ陳列チ爲スコトハ之ヲ禁ズ

(イ) 虢及(口)虢ニ「造材圓材」又ハ「造材部分」ト稱スル木材ハ表面ニ及ナキコトヲ要ス。本材ハ梗度アリ直高莖ニシテ且均質、大輪ノ年輪ナキコトヲ要ス。一米毎ニ二極以下ノ不規則ニ皺立タル橈曲ハ之ヲ認ム

(ハ) 取小直經木皮ヲ除キ三〇厘(梗度氣別第三イヨリ)且最短尺四米ノ乾燥ヘ青色モ亦ノ造材及乾蝕圓造材ニシテ最初ノ六木ニ付一乾蝕箇ニ止マルモノ。乾燥造材及乾蝕圓造材ハ右ノ缺陷テ忌クノ外(イ) 虢及(口)虢ニ掲タル「造材」及「造材ヲ含ム」圓材ノ其ノ體ノ注賞テ兵備スルニトヲ要ス

(二) 最小直經木皮ヲ除キ二八種及最短尺一二米ノ杭用圓材。一米  
ニ一種ノ不規則ニ皺立タル撓曲ハ之ヲ認ム

乾餽因ニシテ撞込能力ヲ傷害セザルモノナル限り木材ニ附著スル  
コトテ妨ゲズ。切斷面ハ瑕疵ナキモノナルコトヲ要ス。「撞込杭」  
用材トシテ購入シタル木材ヲ建築材(角材及梁材)トシテ加工シ又  
ハ其ノ性ノ製材トシテ切斷スルコトハ之ヲ禁ズ

樹木ノ疾病ガ其ノ性質上並ニ樹木ノ硬度ニ對スル其ノ蔓延ノ割合  
ニ於テ當該用材ノ用途ヲ妨グルトキハ、右罹病部分ノ切斷ヲ爲スコ  
トヲ得。其ノ他ノ總テノ場合ニ於テハ(レ)、(ロ)及(ハ)號ノ木材ノ疾病ハ  
之ヲ妨ゲズ。本圓材ハ「樹木ノ疾病アリ」ト明示スペシ

五、落葉松圓材(長木及造材)。但シ落葉松ニシテ大輪ノ不均一ノ  
年輪ガ認メラレ、第四號(イ)及(ロ)號ニ拘グル性質ヲ眞備スルモノ  
六、最小直經木皮ヲ除キ三〇種(一般度類別第三イヨリ)且最小樹梢  
木皮ヲ除ミ二〇種ニシテ表面ニ現ハルル及ナク、瑕疵ナク均一ハ年

論ノアル竹柏圓材（長木及造材）

七 松屬用材

八 左ノ性質アル蝦夷松ニ、樅ニ及ダグラス米松

圓材

（Douglasien）

Stammholz

(1) 最小直徑木皮ヲ除キ四〇釐（一俄及類別第四ヨリ）ノ造材ニシテ音響器用材、燐寸ノ軸木用材、繪木用材、杵用材、彫刻用材及鐘磬用材ニ適スルモノ。本造材ハ完全真直ニシテ少クトモ直徑ノ三分ノ二ガ纖キ輪ヲ描ク均一ノ年輪ガアリ且真直ニ截断セラレタルモノナルコトヲ要ス。本圓材ノ内部ノ三分ノ一ハ下端ノ場合ハ圓環ノ木皮及樹木ノ疾病アルコトヲ待ト。本性質アル圓材ニ限り品質類別甲ト看做ス

(2) 刺皮用ニ適スル圓材（長木及造材）

(3) 杭用ニ適スル類別第五及第六ノ長木

(4) 瓢及(口)瓶ニ依リ購入シタル木材ヲ建築材（角材及梁材）トシテ

加工シ又ハ其ノ他ノ製材トシテ切斷シ並ニ「剥皮吊羽」ヲ剥皮目的  
以外ニ便用スルコトハ之ヲ禁ズ

第三條 第二條第一號、第二號及第三號ノ意義ニ於ケル競賣能力アル  
原料木材ハ原則トシテ其ノ他ノ圓材ヨリ切斷スベシ。切斷シ得ザル  
トキハ有價材部分ハ別個ニ測定スベシ

第四條 (一)有價材及特殊有價材ト稱スル圓材ハ山林ニ於テ、販賣ノ場  
合ニ明示シ且別個ニ評價スルコトヲ要ス

(二)競賣公告ハ常ニ如何アル種類ノ競賣能力アル木材ガ競賣セラル  
ルカテ明記スペシ

第五條 (一)第一條ノ意義ニ於ケル競賣能力アル木材ニハ價格引上禁止  
開スル命令ハ之ヲ適用セズ

(二)競賣能力アル木材製品ニ付テハ第一項ニ至グル命令ニ依ル例  
外許可ノ付與ハ、例外ノ申請ガ競賣又ハ在庫貿易ノ價格引上テ目  
的トスルトキハ之ヲ認メズ

(三) 購賣者又ハ其ノ代理人ハ競賣能力アル原料木材ノ販賣ヲ爲スト  
第二項ノ規定ヲ明示スベシ

競賣能力ナキ原料木材

第六條 (一) 内國產ノ柏ノ木 || 松樹 || (落葉松 || 竹柏 || )  
及蝦夷松 || (樅 || ダグラス米松 || ) 圓材ノ有償引渡ノ場合ハ附  
錄甲 (A) 乃至丙 (C) ニ定ムル最高價格ヲ超エ又ハ最低價格以下  
ニ引下タルコトヲ得ズ

(二) 價格差ハ木材測定指令品質類別乙ノ木材ヲ言ム

(三) 價格突出 (Preisermittlung) ハ中間價格 (Mittelpreise) ナキ  
躰トスベシ。中間價格ハ通常ノ品質及通常ノ穢田狀態ノ場合ハ品質  
類別乙ノ木材ニ之ヲ適用ス。中間價格ニ付テハ木材ノ性質又ハ穢田  
狀態ヨリ正確ト認メラルルトニ限リ既定ノ價格差ノ範圍内ニ於テ  
之ニキル定テ爲スコトヲ得。ガストマルク山嶽價格地圖 (第十條第

11

一項）及バイエルン價格地域山嶺地帶（五十條第二項）ニ於テハ、  
様出場最奇ノ木材置場ヨリ最寄ノ停車場又ハ船積場迄濶渠樹一立方  
木ニ付四ライヒスマルク又ハ針葉樹一立方木ニ付三ライヒスマルク  
ノ土地慣行ト烏リタル搬出費アル場合ハ中間價格ヲ超ユルコトヲ得  
ズ

四割増及割引ハ附錄中ノ至内ニ依リ之ヲ算定スベシ

日本條ニ據ゲザル長木類別及硬皮類別ノ價格ハ價格規制類別ニ對  
シ商價賃テ斟酌シテ算定スペシ

内祝木用材ヲ木材測定指令ノ競走又ハ競買者ノ指示ニ依リ一箱又  
ハ數箱ノ祝木足尺アル 造材トシテ販賣スルトキハ、品質類別乙ノ  
圓材價格テ之ニ適用ス。祝木足ノ全長圓材販賣ノ場合ハ木材測定指  
令ノ品質類別ハ之ヲ適用セズ

四相美ル品質類別又ハ長木類別及硬皮類別ヲ平均價格ヲ以テ販賣  
スルコトハ之ヲ認ム

(四) 附錄甲乃至丙ニ割増木材 ( Zusatzleges Holz ) トシテ ブルグル圓材ハ真ノ旨森杯ニ明示スベシ

第七條 (一) 内國產ノ闊葉樹 ( 榆 ) 、山毛櫟 ( 及アカシア ) 及針葉樹 ( 松樹 ) 、落葉松 ( 及蝦夷松 ) の沉用長木及沉用短尺材ノ有償引渡ノ場合ハ附錄丁 ( D ) 及戊 ( E ) ニ括タル價格ヲ適エ又ハ引下グルコトヲ得ズ。オストマルク山嶽價格地域 ( 第十條第一項 ) 及バイエルン價格地域山嶽地帶 ( 第十條第二項 ) ニ於テハ、伐出場最寄ノ木材直場ヨリ最寄ノ停車場又ハ船積場迄闊葉樹一立方米ニ付四ライヒスマルク又ハ針葉樹一立方米ニ付三ライヒスマルクノ土地價格ト烏リタル誠出賣アル場合ノ價格トス。石ノ誠出賣ヲ超ユル額ハ木材價格三リ之ヲ控除シ、右ノ誠出賣以下ノ額ハ木材價格ニ之ヲ加算スベシ

(二) 文在、突張り及枕木用タル松樹玩用材ノ販賣ヲ烏ストキハ第一項ニ定ムル價格ハ其ノ百分ノ十又之ヲ超ニルニトサベ。本材ヲ文在、

突張リ及枕木以外ノ目的ニ使用スルコトハ之ヲ禁ズ

曰 勤員者ガ坑用材ノ募集チ爲ス場合ハ法定社管賃チ加算シタル山林經營ニ地方的ニ認メラルル實銀賃テ控除スベシ。其ノ他送別賃及宿泊料ハ契約履行ニ付販賣者ニ生ジタルモノナル限り之ヲ控除スベシ

第八條

(一) 別甲刀至丙ノ内國產楠ノ木<sup>II</sup>、松樹<sup>II</sup>及榧夷松<sup>II</sup>（櫛<sup>II</sup>）

織維用材（Faserholz, Zellstoffholz）ノ有價引渡ノ場合ハ、オストマルク山嶽價格地域（第十條第一項）及バイエルン價格地域山嶽地帶（第十條第二項）ニ於ケル場合テ除外、附錄F乃至Hニ定ムル最高價格ヲ超ニ又ハ最低價格以下ニ引下グルコトヲ得ズ

曰 價格係出ハ中間價格ヲ基準トスベシ。中間價格ハ通常ノ品質及通常ノ搬出狀態ノ場合ハ木材測定指令ニ依リ加工チ爲ス木材ニ之ヲ適応ス。中間價格ニ付テハ木材ノ性質又ハ搬出狀態ヨリ正當ト認メラルルトキニ限り既定ノ價格差ノ範圍内ニ於テ之ニ異ル定チ爲スコ

トテ得。オストマルク山嶽價格地域（第十條第一項）及バイエルン價格地域山嶽地帶（第十條第二項）ニ於テハ、伐木場最寄ノ木材置場ヨリ最寄ノ停車場又ハ船積場迄潤葉樹一立方米ニ付四ライヒスマルク又ハ針葉樹一立方米ニ付三ライヒスマルクノ工地價格行ト爲リタル搬出費アル場合ハ中間價格ハ之ヲ固定價格（Festpreise）ト看做ス。右ノ搬出費ヲ超ユル額ハ中間價格（固定價格）ヨリ之ヲ控除シ、石ノ搬出費以下ノ額ハ中間價格（固定價格）ニ之ヲ加算スペシ  
 ③類別Dノ織維用材ニ付テハ類別Dノ最低價格ヲ超ユル價格ヲ請求シ又ハ付與スルコトハ之ヲ禁ズ。本價格ハ甚度ノ品質又ハ不利ノ誠因狀態ニ云リ適當ト認ムルトキハ之ヲ引下グベシ。オストマルク山嶽價格地域（第十條第一項）及バイエルン價格地域山嶽地帶（第十條第二項）ニ於テハ類別Dノ織維用材ニ付第二項ニ依リ類別Dニ認ムル價格ヲ超ユルコトハ之ヲ禁ズ

ニ付テハ運搬ヲ爲サズニ、其ノ他總テノ原料木材ニ付テハ運搬ヲ爲シタル森林渡ニ之ヲ適用ス。オストマルク山嶽價格地域へ第十條第一項<sup>レ</sup>及バイエルン價格地域山嶽地帶（第十條第二項<sup>レ</sup>）ニ於テハ、本價格ハ伐出場最寄ノ土場渡ニ之ヲ適用ス。

（二）運搬セラレザル原料木材及土場渡販賣原料木材ハ購買者ガ通常ノ方法ニ依リ搬出シ得ル様積立整頓スルコトヲ要ス。運搬セラレタル原料木材ハ道路、林道又ハ木材ナキ林道若クハ場所ニ直送セラレタルモノナルコトヲ要ス。

（三）針葉樹坑用木材價格ハ剥皮シタル木材ニ之ヲ適用シ、其ノ他ノ木材價格ハ木皮着木材ニ之ヲ適用ス。

第十條（一）オストマルク山嶽價格地域ハ左ノ如シ

楠ノ木圓材：・・・・・・・・・・・・・・・・・・

松樹圓材：・・・・・・・・・・・・・・・・・・

櫟圓材：・・・・・・・・・・・・・・・・・・

三六、三七、三九、四〇、四一、四二、  
三三、三四、三六、三七、三八、

16

潤葉樹及針葉樹坑用材 ······

一六、

掬ノ木纖維用材 ······

三〇、

針葉樹纖維用材 ······

二三、

(一) 山嶺地帶バイエルン價格領域ハ左ノ如シ

掬ノ木圓材 ······

二七、二八、

松樹圓材 ······

三二、三三、

櫻圓材 ······

二八、二九、

潤葉樹及針葉樹坑用材 ······

一二、

掬ノ木纖維用材 ······

二十四、

針葉樹纖維用材 ······

二〇、

第十一條 (一) 轉賣ノ場合ハ總テ、第六條乃至第八條ニ依リ算定シタル

價格ニ限り之ヲ請求シ又ハ付與スルニトテ得

(二) 刺皮、荷負ヒ、輸送、切斷、品分、積立、搬送、積荷及搬出ニ

依リテ明ニ生ジタル費用ニ限り當ノ額ニ於テ第六條乃至第八條ニ

依リテ算定シタル價格ニ割増チ爲スコトヲ得

(三)木材商ハ其ノ他、類似營業ガ一九三八年度ニ於テ平均的ニ  
取扱シタル絕對額ヲ費用附加及利潤附加トシテ加算スルコトヲ得  
第十二條 地域的ニ結合シタル森林所有地ガ異なる價格地域ニ屬スルト  
キハ、面積大ナル地ノ價格地域ノ價格ニ依ル

第十三條 (一)本令ニ定ムル價格地域ハ國家ノ縣へ Regierungsbezirk

ノ變更ニ依リテ妨げラレズ

(二)本令ニ掲ゲザル飛地ハ之ヲ圍繞シ又ハ其ノ大部分ガ境界ヲ接スル  
價格地域ニ算定ス

第十四條 (一)第二條及第六條乃至第八條ニ掲ゲザル總テノ原料木材ハ、  
オストマルク及獨逸國ニ編入セラレタル東部諸地万ヲ除ケ獨逸國版  
圖ニ於テ價格引上禁示ニ關スル命令ニ服ス。但シ山林經濟一九三六年  
年度(自一九三五年十月一日至一九三六年九月三十日)ニ同一ノ品  
質及輸送狀態ノ原料木材ニ支拂ヒタル價格ヲ越ニルコトヲ得ズ

(二) オストマルクニ於テハ、第二條及第六條乃至第八條ニ掲グザル用材價格ハバイエルンラントニ於ケル適當ノ木材分類品ニ付許可セラレタル價格ヲ基準トシテ之ヲ算定スペシ。新材ニ付テハ、オストマルクニ於テハ其ノ他ノ同一ノ引渡條件ニ於ケル木材種類及木質ヲ斟酌シタル後山林經濟一九三七及一九三八年度(自一九三六年十月一日至一九三八年三月十七日)ニ地域的ニ得タル最高價格以上ニ之ヲ請求スルコトヲ得ズ。

(三) ダンツイヒ・リウニストプロイセン及ボーゼン大管區及オストプロイゼン及シュレジエンブルヴィンツニ編入セラレタル東部諸地方ニ於テハ、第二條及第六條乃至第八條ニ掲グザル用材及新材價格ハ地域的ニ境界ヲ接スル縣ニ於ケル類似ノ木材種類ニ付許可セラレタル價格ヲ基準トシテ之ヲ算定スペシ。但シ左ノ通トス  
ダンツイヒ、マリーンウェルダト及ブロムベルク縣ニ於テハ、從來ノマリーンウェルダト縣ニ依ル

ホトヘンザルツア縣ニ於テハ、アレンスタイン縣ニ依ル  
ボーゼン縣ニ於テハ、グレンツマルク、ボーゼン＝ウエストブル  
ロイゼン歟ニ依ル

カリシユ縣ニ於テハ、ブレスラウ縣ニ依ル

ツイヘナウ縣ニ於テハ、アレンスタイン縣ニ依ル

グムビネン縣ニ編入セラレタル地域ニ於テハ、グムビネン縣ニ

依ル

カトヴィツツ縣及オペルン縣ニ編入セラレタル地域ニ於テハ、  
オペルン縣ニ依ル

(四) 價格形成局ハ上級山林官廳ト協議ノ上地方ノ需要ニ應ジ之ト異  
ル定チ烏スノ權限ヲ有ス

第十五條 (一) 地方ノ自家消費者ノ需要元起ノ爲第六條乃至第八條及第十  
十四條ニ掲タル木材ノ用材販賣ヲ烏ス場合ハ、第一條第一項第三號  
ニ依リ競落者ノ制限アル競賣ヲ認メラレザル限り、百分ノ二十以下

ノ割増ヲ付與スルコトヲ得。但シ本割増ガ第十四條第一項乃至第三項ニ依ル許可價格ニ從來既ニ含マレタルトキハ本割増ヲ付與スルコトヲ得ズ。本材ノ轉賣ハ之ヲ禁ズ

(二)生産者ガ圓材ヲ購買者ノ注文ニ依リ特別ノ長サ又ハ特別ノ硬度ニ於テ特別品分販賣ヲ爲ストキハ第六條ニ依ル品質類別Bノ圓材ニ對スル許可價格ノ百分ノ十ノ割増ヲ付與スルコトヲ得。但シ第六條第六項ニ依ル枕木用材及附錄B第三號及附錄D第五號ニ依ル板材、電柱用材及主帆柱ニ於テ第一項ノ如キ特別規定アルトキハ此ノ限り在ラズ

第十六條 木材販賣ノ場合ハ總テ販賣者ハ決算書ヲ交付スベシ。本決算書ニハ本令ノ規定ニ依リ價格算定ニ必要ナル總テノ事項ヲ記載スベシ

### 終結規定

第十七條 價格形成國家委員ハ國山林長官ト協議ノ上國民經濟的理由

21

アル場合又ハ不當ノ苛酷性ヲ調整スル爲本令ノ規定ノ例外ヲ許可シ  
又ハ權ノ官署ニ右權限ヲ移譲スルコトヲ得

第

十八

條

ト

本令ハ東部編入地方ニ亦之ヲ適用ス

二

本

令

ハ

公

布

ノ

日

ヨ

リ

之

ヲ

施

行

シ

、

一

九

四

〇

年

九

月

三

十

日

ニ

之

ヲ

廢

止

ス

三 本令ハ繼續契約ニ亦之ヲ適用ス。但シ販賣者ガ販賣品ノ引渡ヲ  
爲サスシテ契約ヲ履行セザルトキニ限ル。木材ノ所有權ガ購買者ニ  
移轉シタル日ハ之ヲ引渡日ト看做ス

四 一九三九年九月二十七日附原料木材令施行期間延長令（公報第  
一部一九六六頁）及原料木材令ハ本令ノ施行ト同時ニ之ヲ廢止ス。  
本令第二條ニ掲タル木材測定指令ノ規定ハ本令ノ規定ニ牴觸スル限  
リ之ヲ廢止ス

價格形成國家委員

國山林長官 内務大臣

(譯註) 左ノ各地域ニ於テハ木材測定指令ガ適用サル  
オストマルクニ於テハ、一九三八年十月七日附オーストリーラン  
ト山林ニ於ケル木材ノ製材、測定及品分ニ關スル命令(公報第一部  
一四〇七頁)

ズデーテン大管區ニ於テハ、一九三八年十二月十日附ズデーテン  
地方山林ニ於ケル木材ノ製材、測定及品分ニ關スル命令(公報第一  
部一七六一頁)

其ノ他ノ獨逸國版圖ニ於テハ、一九三六年四月一日附獨逸山林ニ  
於ケル木材ノ保持、測定及品分ニ關スル命令(官報一九三六年四月  
十七日附第八九號)

(1)

オーストリアーラントニ於ケル四箇年計畫施行命令（一九三八年三月十九日附）

Verordnung zur Einführung des Vierjahresplans im Lande Österreich vom

19. MÄRZ 1938 (RGBl. I S. 262) (GBI. f. O. S. 62)

オーストリアーニ於ケル獨逸法律施行ニ關スル總統兼宰相第一次布告（公報第一部二四七頁）第二條第五號關係一九三六年十月十八日附四箇年計畫實施ノ爲ノ總統令（公報第一部八八七頁）ニ基キ余ハ左ノ通定ム

經濟大臣ハ原料經濟及爲營業ノ領域ニ於ケル自己ノ事務ノ範圍内ニ於テオーストリアーラントニ於ケル四箇年計畫準備ニ必要ナル總テノ措置ヲ執ルノ權限ヲ有ス

ベルリン 一九三八年三月十九日

四 箇 年 計 畫 受 託 官

(な)

オーストリアーラントニ於ケル四箇年計畫施行第二次命令（一九三八年三月二十七日附）

Zweite Verordnung zur Einführung des Vierjahresplans im Lande Österreich  
Vom 27. März 1938 (RGBl. I c. 315) (GBl. f. ö. S. 73)

一九三八年三月十五日附オーストリアーラントニ於ケル獨逸法律施行ニ關スル總統兼宰相第一次布告（公報第一部二四七頁）第二條第五號關係一九三六年十月十八日附四箇年計畫實施ノ爲ノ總統兼宰相命令（公報第一部八八七頁）ニ基キ余ハ左ノ通定ム

國民經濟的危害及不當ノ價格騰貴ヲ防止スル爲、一九三六年十月二十九日附四箇年計畫實施法—價格形成國家委員ノ任命ニ關スル件（公報第一部九二七頁）ハ之ヲ準用ス

價格形成國家委員ハ本令ノ施行ニ必要ナル法規及行政規則ヲ定ムルノ權限ヲ有ス

ウイーン 一九三八年三月二十七日

四箇年計畫受托官

25

(ル) ズデー・テン 獨逸地方ニ於ケル四箇年計畫實施ニ關スル命令（一九三八年十月十日附）

Verordnung über die Durchführung des Vierjahresplans in den sudetendeutschen Gebieten. Von 10. Oktober 1938 (RGBl. I S. 1592) (VoBl. f. d. Sud. G. 13)

一九三八年十月一日附ズデー・テン 獨逸地方ノ行政ニ關スル總統兼宰相布告（公報第一部一三三一頁）第七條ニ基キ左ノ通定ム

第一條 一九三六年十月十八日附四箇年計畫實施令（公報第一部八八七頁）ハズデー・テン 獨逸地方ニ之ヲ適用ス

第二條 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

ベルリン 一九三八年十月十日附

四箇年計畫受託官

昭和十八年

戰爭關係重要事項日誌

第

號

自  
至  
月  
五  
日  
日

財團法人世界經濟調查會  
米國經濟研究部

例  
言

一、本日誌は昭和十六年中當會米國經濟委員會委員諸氏其の他の關係者に毎週配付して來た「日米關係重要事項週報」を改題したもので、日米關係に携はる實務家及び研究家の備忘の爲極く重要な出來事の起つた日を検出する便宜を供するのを目的とする。

一、本日誌は毎號前週月曜日より日曜迄の出來事を收録し毎週水曜日に配付する豫定である。各事件は可及的其の起つた日の項に記載する事にする。故に或る事件に付別段日の記載なきときは其の日に起つたものと了解せられたい。或事件の日が不明な場合又は著しく日時が経過した後に判明した場合には、當局の公表の日其の他適當の日下に收録し其の旨特記する。尙茲に「日」といふのは其の事件の起つた地に於ける日を指すので、従つて事實上は同時に起つた事が西半球の出來事は一日前に記載される事になるから其の點注意されたい。但し互に緊密に關係した一聯の事項は時の關係を理解し易からしむる爲に或る地の時を基準として其の日の欄に一括記載する事もある。其の場合には現地の日を明記する。(例ば原則に従へば布哇海戰は十二月七日の欄に在るべきであるが、帝國の對米英宣戰と一括して十二月八日の項に記載したが如し。當該週の日誌編輯後に判明した事項は補遺として各號の末尾に掲げる事もある。)

一、本日誌の材料は東京の各新聞紙を主とし其の他公刊物の記事中確實と認めらるるもの用ひ 機密事項は一切之を除外する。

一、同一日の出來事の記載の順序は原則として(一)大東亞戰爭(二)合

衆國及び合衆國關係事項 (三) 拉典亞米利加諸國及び其の關係事項 (四) 歐洲戰爭 (五) 支那及び其の他の外國 (七) 日本國內諸問題 の順に配列し記事の取扱方も此の順を追ふて精より粗に進める。即ち前者程比較的些末事項迄稍詳しく説述し、後者に進むにつれ特に重要な問題文を簡単に記述するに止める。但し相互密接に關聯ある事項は必ずしも右順序に拘泥せず便宜一括記載する事もあるであらう。

一、各項の引照番號は「重要事項週報」に引續き其の番號を追ふ事にした。各項末括弧内の數字は當該事件に直接關係ある最近發生せる同様問題の番號で、此番號を辿つて行けば當該事件の發展が明かなる様工夫した。

一、本日誌の主眼は日米關係の主要なる出來事の日の検出に便するに在り、成るべく簡潔なる事を力める。事件の詳細完全なる記述は之を期する所でない。然し日米關係の進展に關係ある事項は成るべく網羅し、且つ本誌文でも其の出來事の概略文はわかるやう力める結果、數週間の後には所要事項日の迅速なる検出に必ずしも便利でなくなるので、其の目的の爲に別に本誌の記事を更に精選し、記述を極度に簡略にし三箇月毎に「戰爭關係重要事項一覽表」を作成する豫定である。

一、日誌は以上の様な趣旨で今後益改善して有用なものにしあき考であるから之に關する忌憚なき御批評御注意を受くるを得ば編者最も幸とする所である。

昭和十七年七月廿一日

四一九六 皇軍マキヤブに來襲の英人部隊撃退 我ビルマ方面派遣

軍は舊曆二十七日より三十一日に至る五日間に亘りアキヤブ北方  
 マユ Mayu 河地區に於て來襲の英人部隊を撃退、捕虜英ランカシャ  
 聯隊 Lancashire Regiment 中隊長ペンドルブリー大尉以下十九名、遺棄  
 死體六十以上、鹵獲品輕機関銃、小鎗、手榴弾、銃剣等多數の兵  
 器の戰果を擧げた

(四一六〇)